

令和3年9月定例教育委員会次第

日時：令和3年9月28日（火）
午後1時30分～午後3時（予定）
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第25号議案 犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について (子ども未来課)

第26号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について (子ども未来課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|--|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 10月・11月行事予定表について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 令和3年9月定例議会について | (教育部) | No.4 |
| (5) いぬやまランニングフェスティバルおよび読売犬山ハーフマラソン開催中止について | (文化スポーツ課) | No.5 |
| (6) 学校施設長寿命化計画の進捗状況について | (学校教育課) | No.6 |
| (7) 「犬山おあしす(あいさつ)運動」標語入賞・優秀賞について | (文化スポーツ課) | No.7 |
| (8) 教育委員と市民との意見交換会について | (文化スポーツ課) | No.8 |
| (9) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.9 |
| (10) 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.10 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第25号議案

犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条の規定により犬山市要保護児童対策協議会委員を別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年9月28日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市要保護児童対策協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和3年度 犬山市要保護児童対策協議会代表者会議 委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

| 区分 | No | 機関名等 | 役職等 | 氏名 | 性別 | 備考 |
|----------------------|----|-----------------------------------|------------|--------|----|----|
| 児童福祉関係 | 1 | 愛知県一宮児童相談センター | センター長 | 杉本 一正 | 男 | 新任 |
| | 2 | 児童養護施設 溢愛館 | 施設長 | 金井 牧仁 | 男 | |
| | 3 | 乳児院 赤ちゃんの家さくらんぼ | 施設長 | 栗原 英樹 | 男 | |
| | 4 | 犬山市民生委員児童委員協議会 | 民生委員児童委員代表 | 吉原 支郎 | 男 | |
| | 5 | 犬山市民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員代表 | 杉本 裕子 | 女 | |
| 保健医療関係 | 6 | 愛知県江南保健所 | 所長 | 鈴木 康元 | 男 | 新任 |
| | 7 | 尾北医師会 | 代表 | 榑原 吉峰 | 男 | |
| | 8 | 犬山扶桑歯科医師会 | 代表 | 石原 朗 | 男 | |
| 教育関係 | 9 | 名古屋経済大学 | 代表 | 多川 則子 | 女 | |
| | 10 | 犬山市小中学校校長会 | 代表 | 神谷 勝治 | 男 | 新任 |
| | 11 | 犬山市内私立幼稚園代表 | 代表 | 池田 正順 | 男 | |
| 人権関係 警察、司法 | 12 | 犬山警察署生活安全課 | 課長 | 松井 淳司 | 男 | |
| | 13 | 犬山市人権擁護委員 | 代表 | 岩田 芳子 | 女 | |
| (NPO、その他 社会福祉法人等) | 14 | 犬山市社会福祉事務所 | 所長 | 高木 衛 | 男 | 新任 |
| | 15 | 犬山市社会福祉協議会 | 会長 | 松浦 英幸 | 男 | |
| | 16 | NPO法人子どもの虐待防止民間ネットワーク・あいち (CAPNA) | 代表 | 兼田 智彦 | 男 | |
| | 17 | NPO法人ばんぼこネットワーク | 代表 | 瀧川 由紀子 | 女 | |

(敬称略)

1) 設置について

- ・平成16年度児童福祉法改正法により、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図り、関係機関、関係団体、及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、平成17年10月に「犬山市要保護児童対策協議会」を設置。
- ・委員は犬山市要保護児童対策協議会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

2) 会議の開催

- ・年に1回～2回開催する。
- ・関係機関との連携・協力・情報交換及び実務者会議からの活動報告の評価など

3) 本会議の女性比率は24%

犬山市教育委員会第26号議案

犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について

犬山市立保育園条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年9月28日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、保育園入園申込みの利用調整における基準指数の見直しにより、規則の一部改正をする必要があるからである。

犬山市立保育園条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市立保育園条例施行規則（平成28年規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1（その1）中

「

| | | | | | | |
|----|-------|-------------------|--------|----|--|--|
| 1 | 居宅外労働 | 外勤（夜勤労働も含む）・居宅外自営 | 保育標準時間 | 10 | | |
| | | | 保育短時間 | 8 | | |
| | 農業 | 農業 | 保育標準時間 | 6 | | |
| | | | 保育短時間 | 4 | | |
| | 居宅内労働 | 在宅勤務・居宅内自営 | 保育標準時間 | 8 | | |
| | | | 保育短時間 | 6 | | |
| 内職 | | 内職 | 保育短時間 | 4 | | |

」

を

「

| | | | | | | |
|---|----|-------------|--------|----|--|--|
| 1 | 就労 | 外勤・自営業・在宅勤務 | 保育標準時間 | 10 | | |
| | | | 保育短時間 | 8 | | |
| | 内職 | 内職 | 保育短時間 | 6 | | |

」

に、

「

| | | | | | |
|---------------|--|-------|---|--|--|
| 育児休業（3歳以上に限る） | | 保育短時間 | 4 | | |
|---------------|--|-------|---|--|--|

」

を

「

| | | | | | |
|------|--|-------|---|--|--|
| 育児休業 | | 保育短時間 | 6 | | |
|------|--|-------|---|--|--|

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。